

厚生委員会資料  
令和5年2月27日  
健康推進部国保医療年金課

## 第28号議案

### 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料)

# 目 次

## 【審議事項】

品川区国民健康保険条例の一部改正 1～3

審議事項にかかる補足説明 4～5

## 《参考資料》

(1) 国民健康保険制度の広域化（都道府県化）の概要 6

(2) 賦課割合の算出について 7

(3) 令和5年度保険料率の算定について 8～10

(4) 賦課限度額について 11

(5) 令和5年度 収入別・世帯構成別保険料試算 12

(6) 令和4年度 政令指定都市における国民健康保険料の状況 13

(7) 国民健康保険料の保険料率等の推移 14～15

(8) 品川区国民健康保険 主な数値 16

## 【報告事項】

品川区国保財政健全化計画について 17

# 品川区国民健康保険条例の一部改正

## 第1 保険料率等の変更

### (1) 基礎賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度		令和4年度		令和5年度(案)	
第15条の4 第15条の8	保険料率	所得割	7.16/100		7.17/100		
		均等割	42,100		45,000		
	賦課割合	所得割	均等割	所得割	均等割		
		60	40	60	40		
保険料賦課限度額		650,000		650,000			
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	29,470		31,500		
		5割減額(2号)	21,050		22,500		
		2割減額(3号)	8,420		9,000		

### (2) 後期高齢者支援金等賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度		令和4年度		令和5年度(案)	
第15条の12 第15条の16	保険料率	所得割	2.28/100		2.42/100		
		均等割	13,200		15,100		
	賦課割合	所得割	均等割	所得割	均等割		
		60	40	60	40		
保険料賦課限度額		200,000		220,000			
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	9,240		10,570		
		5割減額(2号)	6,600		7,550		
		2割減額(3号)	2,640		3,020		

### (3) 介護納付金賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度		令和4年度		令和5年度(案)	
第16条の4 第16条の5	保険料率	所得割	2.44/100		2.20/100		
		均等割	16,600		16,200		
	賦課割合	所得割	均等割	所得割	均等割		
		60	40	60	40		
保険料賦課限度額		170,000		170,000			
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	11,620		11,340		
		5割減額(2号)	8,300		8,100		
		2割減額(3号)	3,320		3,240		

## 第2 その他の変更

### (1) 条例 第10条(出産育児一時金)

社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」(令和4年12月15日)において、出産育児一時金の額は、令和5年4月1日から全国一律で50万円に引き上げるべきとされました。これに基づき、令和5年2月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、特別区国民健康保険における共通基準が示されたため、条例の改正を行います。

#### 【現行】

出産育児一時金の支給 1件当たり42万円



#### 【改正後】

出産育児一時金の支給 1件当たり50万円

### (2) 条例 第19条の2(低所得者の保険料の減額)

令和5年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の軽減措置について減額の対象となる所得基準について見直しが行われたことに伴い、国民健康保険法施行令が改正されたため、条例においても同様の改正を行います。

#### 【現行】 軽減判定所得基準額

7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与または年金所得者数※-1)
5割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与または年金所得者数※-1) +28.5万円×(被保険者数)
2割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与または年金所得者数※-1) +52万円×(被保険者数)



#### 【改正後】 軽減判定所得基準額

7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与または年金所得者数※-1)
5割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与または年金所得者数※-1) +29万円×(被保険者数)
2割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与または年金所得者数※-1) +53.5万円×(被保険者数)

※給与収入は、55万円以上の方が対象。

年金収入は、65歳未満が60万円以上、65歳以上が110万円以上の方が対象。

### (3) 条例 第19条の4(未就学児の被保険者均等割額の減額)

条例第15条の4(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)および条例第15条の12(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)に規定する均等割額の変更に伴い、納付義務者の属する世帯に未就学児がいる場合における当該未就学児に係る均等割額を、区分に応じてそれぞれ定める額を減額して得た額とします。

			令和4年度(現行)	令和5年度(改正後)
基礎賦課額	均等割	7割減額	6,315	<u>6,750</u>
		5割減額	10,525	<u>11,250</u>
		2割減額	16,840	<u>18,000</u>
		減額なし	21,050	<u>22,500</u>
後期支援金等賦課額	均等割	7割減額	1,980	<u>2,265</u>
		5割減額	3,300	<u>3,775</u>
		2割減額	5,280	<u>6,040</u>
		減額なし	6,600	<u>7,550</u>

### (4) 条例 第24条の4(特例対象被保険者等に係る届出)

雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、非自発的失業者(特例対象被保険者等)に係る国民健康保険料軽減の対象者等を把握する際に、雇用保険受給資格通知を用いることが可能となりました。これを踏まえ、非自発的失業者に係る保険料の軽減措置の届出の際に、雇用保険受給資格通知を用いることができるよう、条例を改正します。

#### 【現行】

雇用保険受給資格者証



#### 【改正後】

雇用保険受給資格者証 または雇用保険受給資格通知

## 第3 施行期日

令和5年4月1日

ただし、第2(4)の規定については公布の日

## 審議事項にかかる補足説明

### ①保険料率(所得割率、均等割額)の変更について

特別区長会において令和5年度の特別区賦課総額見込から統一保険料率を算出・決定しました。特別区統一保険料率に合わせることで、品川区の各保険料率(所得割率・均等割額)が変更になります。

#### 基礎分(医療分)

	令和4年度		令和5年度	対前年増減
所得割率	7.16%	⇒	7.17%	+0.01pt
均等割額	42,100円		45,000円	2,900円

#### 後期高齢者支援金分

	令和4年度		令和5年度	対前年増減
所得割率	2.28%	⇒	2.42%	+0.14pt
均等割額	13,200円		15,100円	1,900円

#### 介護納付金分

	令和4年度		令和5年度	対前年増減
所得割率	2.44%(※1)	⇒	2.20%(※1)	-0.24pt
均等割額	16,600円		16,200円	-400円

特別区では、同一世帯構成・同一所得であれば同一の保険料額となる仕組みである、統一保険料方式を実施してきました。

統一保険料を原則としつつ、この水準を参考に各区独自に定めることも可能ですが、品川区の保険料率も特別区統一保険料率と同じとなっています。

※1 介護納付金分保険料の所得割率については、特別区の定めた均等割額と賦課割合から各区が算定することとしているため、区によって介護納付金分所得割率は異なっている。

⇒各保険料率の算定については、P. 8～10を参照。

#### 《参考:保険料の「所得割」と「均等割」について》

- ・保険料は所得に応じてかかる「所得割額」と、加入者数に応じてかかる「均等割額」の合算額で、世帯を単位に計算されます。
- ・介護分保険料は40歳～64歳(第2号被保険者)の加入者の方について賦課されます。

#### ●すべての加入者

$$\text{基礎分保険料} = \left( \text{前年の所得} \times \frac{7.17\%}{\text{(所得割率)}} \right) + \left( \text{世帯内の国保加入者数} \times \frac{45,000\text{円}}{\text{(均等割額)}} \right)$$

$$\text{後期支援分保険料} = \left( \text{前年の所得} \times \frac{2.42\%}{\text{(所得割率)}} \right) + \left( \text{世帯内の国保加入者数} \times \frac{15,100\text{円}}{\text{(均等割額)}} \right)$$

#### ●40歳～64歳(第2号被保険者)の加入者

$$\text{介護納付金分保険料} = \left( \text{前年の所得} \times \frac{2.20\%}{\text{(所得割率)}} \right) + \left( \text{世帯内の第2号被保険者加入者数} \times \frac{16,200\text{円}}{\text{(均等割額)}} \right)$$

## ②後期高齢者支援金等賦課限度額の変更について

令和5年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことに伴い、国民健康保険法施行令が改正されたため、条例においても同様の改正を行います。

### 後期高齢者支援金分

	令和4年度		令和5年度
賦課限度額	200,000円	➡	220,000円

基礎分(医療分)および介護納付金分の賦課限度額については、令和4年度と同額です。

## ③軽減後均等割額の変更について

基礎分(医療分)、後期高齢者支援金分、介護納付金分の均等割額が変更されたことに伴って、7割・5割・2割減額後の均等割額が変更となります。

### 基礎分(医療分)

	令和4年度		令和5年度
均等割額	42,100円	➡	45,000円
7割減額後の均等割額	12,630円		13,500円
5割減額後の均等割額	21,050円		22,500円
2割減額後の均等割額	33,680円		36,000円

### 後期高齢者支援金分

	令和4年度		令和5年度
均等割額	13,200円	➡	15,100円
7割減額後の均等割額	3,960円		4,530円
5割減額後の均等割額	6,600円		7,550円
2割減額後の均等割額	10,560円		12,080円

### 介護納付金分

	令和4年度		令和5年度
均等割額	16,600円	➡	16,200円
7割減額後の均等割額	4,980円		4,860円
5割減額後の均等割額	8,300円		8,100円
2割減額後の均等割額	13,280円		12,960円

## ④未就学児の均等割軽減について

世帯に未就学児(6歳に達する日以後最初の3/31以前である被保険者)がある場合において、当該未就学児に対する均等割額(基礎分・後期支援分)を減額します。

減額する額は、均等割額(低所得者に対する法定減額がある場合はその減額後の均等割額)に10分の5を乗じて得た額とします。

### 基礎分(医療分)＋後期高齢者支援金分

	令和4年度		➡	令和5年度	
	軽減前	軽減後		軽減前	軽減後
均等割額	55,300円	27,650円		60,100円	30,050円
7割減額後の均等割額	16,590円	8,295円		18,030円	9,015円
5割減額後の均等割額	27,650円	13,825円		30,050円	15,025円
2割減額後の均等割額	44,240円	22,120円		48,080円	24,040円



# 参考資料(1) 国民健康保険制度の広域化(都道府県化)の概要

## ①制度改正後の都・区の役割分担について

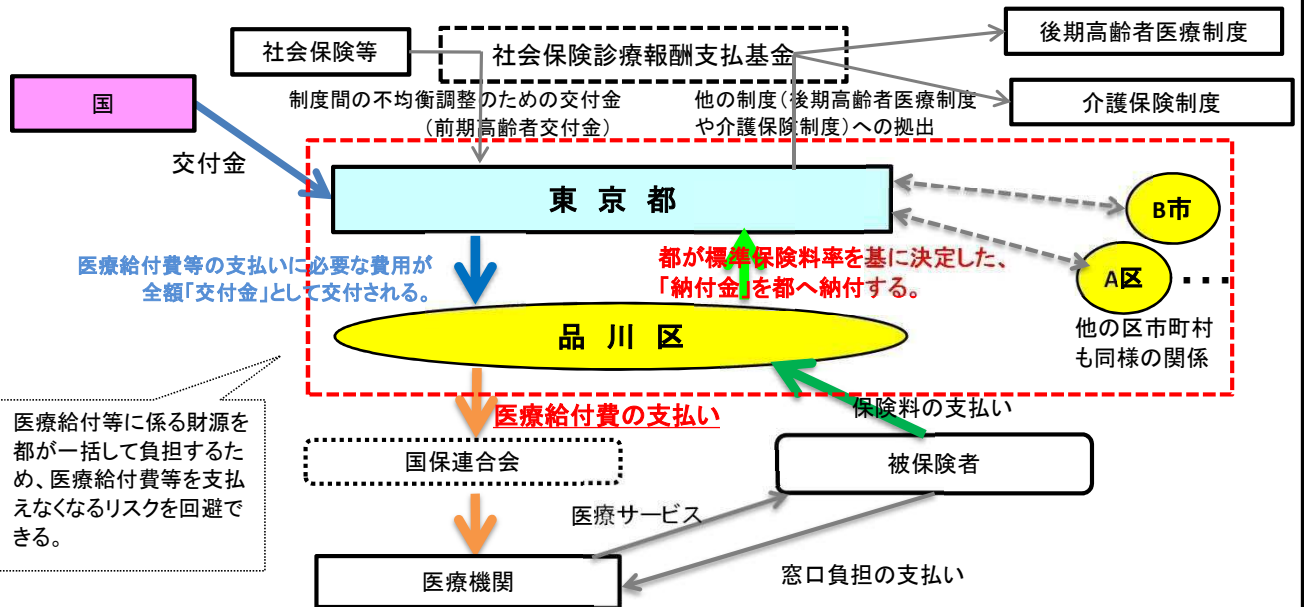
### 都の役割

- ①財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させる。
- ②国保の運営方針を定め、区市町村の事務の効率化・広域化等を推進。
- ③医療給付費に必要な費用は全額、都が区へ交付。
- ④都内区市町村へそれぞれ納めるべき納付金や標準的な保険料率を提示。

### 区の役割

- ①都へ納付金(標準保険料率に基づく保険料徴収相当額)を納付する。
- ②都が提示した保険料率を参考に区の保険料率を決定する。※  
(※ただし、特別区は現在統一保険料方式をとっている。)
- ③保険の加入・脱退・徴収など区民に身近な存在としてきめ細かい事業を担当。

### 【広域化】都が財政の責任主体となり、区市町村とともに国保運営を担う。



医療給付等に係る財源を都が一括して負担するため、医療給付費等を支払えなくなるリスクを回避できる。

## ②特別区における調整について

1. 将来的な方向性(都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消または縮減)に沿って、段階的に移行すべく23区統一で対応します。【統一保険料方式】

2. 平成30年度から特別区独自の保険料負担軽減策として、本来の納付金総額に激変緩和措置割合(以下、「割合」という。)94%を乗じて、保険料賦課総額を引き下げ負担軽減を図りました。激変間措置期間を6年とし、年間で1%ずつ引き上げて解消することとしました。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症という特殊な社会情勢に鑑み、本来の割合である97%ではなく、令和2年度同様の96%を維持しました。令和4年度は、割合を97.3%としたうえで、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増に対応するため、特に影響の大きい基礎分に対して一般会計からの繰入金を減算に活用し、基礎分を約92.3%としました。

令和5年度は、激変緩和措置期間の維持を前提としつつも、割合を97.3%に据え置き、引き続き影響の大きい基礎分に対して追加で一般会計からの繰入金を減算に活用して負担抑制を図ることとし、基礎分を約90.3%としました。



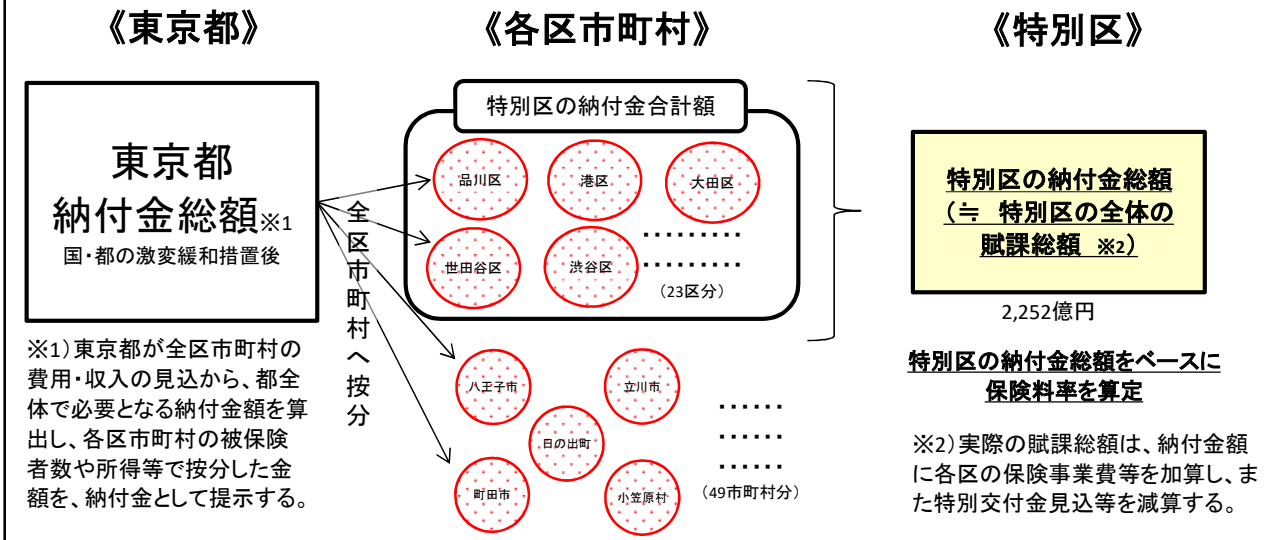


## 参考資料(3) 令和5年度保険料率の算定について

令和5年度の保険料率も、特別区長会において決定した統一保険料方式を継承することとなったため、品川区も特別区統一保険料方式に則り、保険料率を決定いたします。

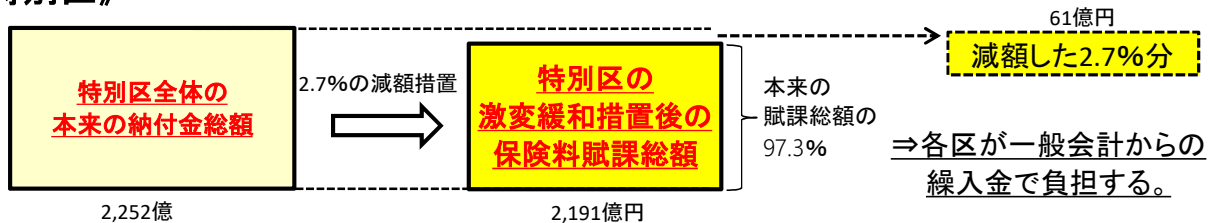
### 【特別区統一保険料方式における算定方法】 [金額は基礎分]

- ①東京都が算出した各区の納付金額を合算して、特別区の納付金総額をベースに保険料額を算定します。



- ②特別区における激変緩和措置策(※3)として、本来の納付金総額から2.7%を減じる措置を行います。

### 《特別区》

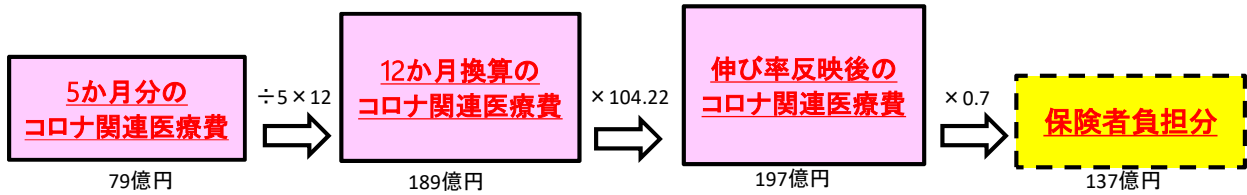


※3) 納付金総額に一定の割合を乗じることで減算し、東京都が設定した激変緩和措置期間である6年間(平成30年度～令和5年度)で、段階的に納付金総額に近づけていく措置。令和5年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、本来の99%ではなく97.3%に設定した。

③新型コロナウイルス感染症に係る医療費分(概算額<sup>(※4)</sup>)137億円を一般会計からの繰入金で負担し、保険料賦課総額のうち基礎分<sup>(※5)</sup>を減算します。

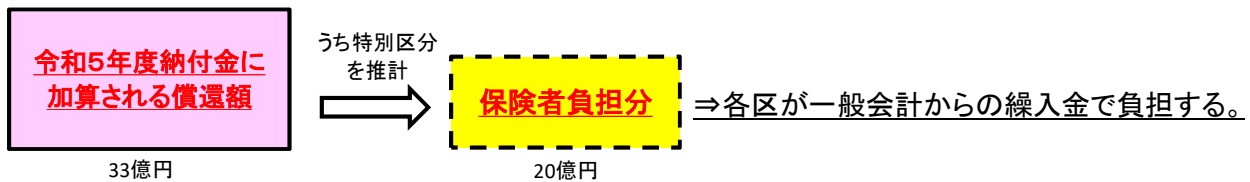
※4)東京都の令和4年度医療費を推計する際に使用する数値が令和4年3~7月分を1年分に換算したものであるため、特別区における新型コロナウイルス感染症に係る医療費額も同様に算定後、東京都が示す1人当たりの診療費の伸び率(4.22%)を反映し、そのうちの保険者負担分とする。

※5)新型コロナウイルス感染症による医療費増は、基礎分の保険料に影響を与えている。

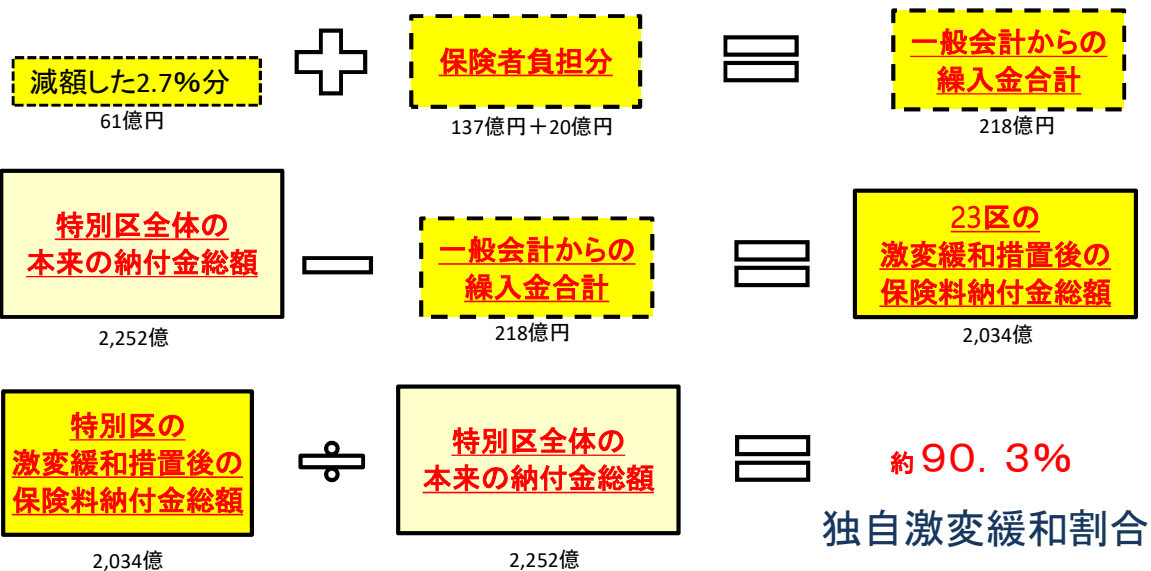


⇒各区が一般会計からの繰入金で負担する。

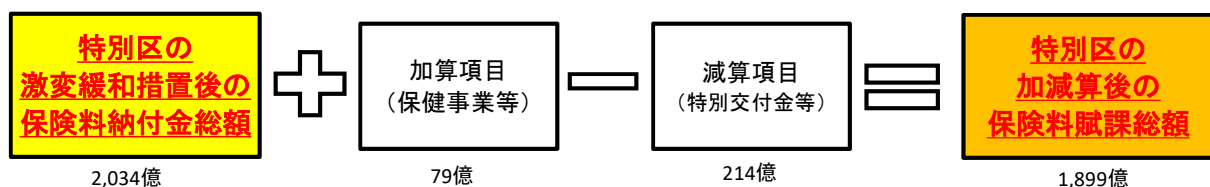
④令和3年度の保険給付費等交付金の増加により取崩した財政安定化基金の償還のため、特別区分として推計した20億円を一般会計からの繰入金で負担し、保険料賦課総額のうち基礎分を減算します。



⑤独自激変緩和割合(基礎分)を決定します。



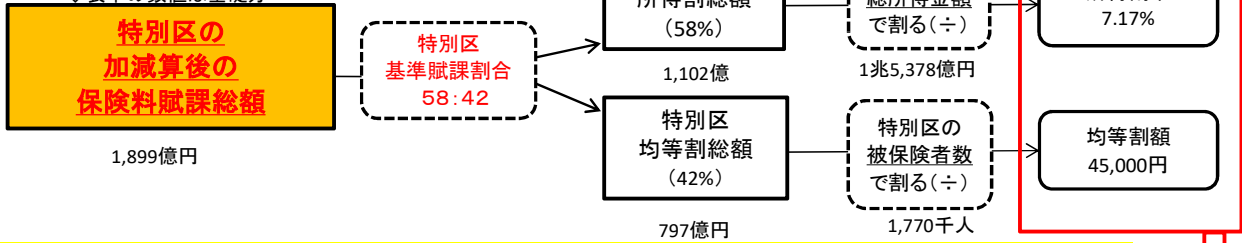
⑥保健事業や任意給付等は、各区市町村ごとに差があるため、納付金に含まれていません。このため、特別交付金など推計可能な公費支援を減算したり、保健事業費を加算したりするなど、調整をします。



⑦基礎分および後期高齢者支援金分については、激変緩和後の賦課総額から、特別区の基準賦課割合を用いて、保険料率を算定します。

### 《特別区》

◇表中の数値は基礎分



⇒ 各区は、この保険料率と同じ保険料率を設定する。

⇒ 各区は提示された納付金を基準に、保険料として集めるべき金額である賦課総額を決定する。

⑧介護納付金分については、均等割額のみ特別区統一保険料率とすることとし、所得割率については各区独自で算出した率になります。

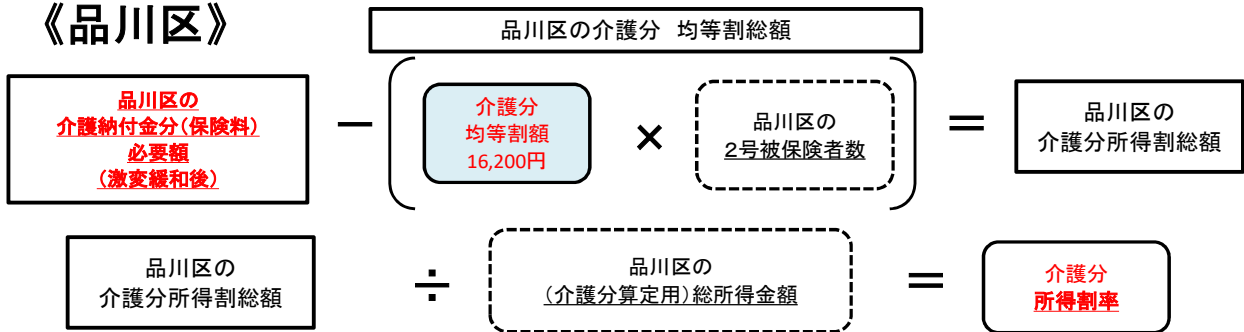
### 《特別区》

特別区統一保険料率

介護分  
均等割額  
16,200円

⇒ 所得割率については各区独自に算定することとする。

### 《品川区》



### 《令和5年度 保険料率の算定上の基礎数値について》

#### ◆基礎分(医療分)

納付金総額	加算減算調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
2,252億円	-135億円	2,117億円	1,102億円	15,378億円	7.17%
納付金総額 90.3%調整後		賦課総額90.3%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
2,034億円		1,899億円	797億円	1,770千人	45,000円

⇒ 賦課割合を「58:42」に決定し、所得割総額・均等割総額を算出。

#### ◆後期高齢者支援分

納付金総額	加算減算調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
692億円	-36億円	656億円	370億円	15,320億円	2.42%
納付金総額 97.3%調整後		賦課総額97.3%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
673億円		637億円	267億円	1,770千人	15,100円

⇒ 賦課割合を「58:42」に決定し、所得割総額・均等割総額を算出。

#### ◆介護納付金分

納付金総額	加算減算調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率	品川区 所得割率(%)
279億円	-16億円	263億円	148億円	所得割率は各区算定⇒		2.20%
納付金総額 97.3%調整後		賦課総額97.3%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額	
271億円		255億円	107億円	657千人	16,200円	

⇒ 均等割額を「16,200円」にするために、賦課割合を「60:40」とする

## 参考資料(4) 賦課限度額について

### ◇ 賦課限度額の概要

○社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度および事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしています。

○高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引上げにより必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなってしまいます。

○国保保険料の賦課限度額については、これまで被用者保険とのバランスを考慮し、賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げています。

### ◇ 令和5年度の改正について

○基礎分、後期高齢者支援分、介護分それぞれの超過世帯割合のバランス等を考慮し、後期高齢者支援分を2万円引き上げます。(基礎分、介護分は据え置き)

○医療給付費等の増加が見込まれる中で、限度額の超過世帯割合が1.5%台となるよう、限度額を「2万円」引き上げることにより、中間所得層と高所得層の引上げ幅の公平を図ります。

#### ● 賦課限度額の引き上げ

	基礎分	支援分	介護分	合計
引上げ前	65万円	20万円	17万円	102万円
引上げ後 (上げ幅)	65万円 (増減なし)	22万円 (+2万円)	17万円 (増減なし)	104万円 (+2万円)

#### ● 限度額該当世帯の割合(※1)

	基礎分	支援分	介護分	合計
R4年度	1.69%	1.91%	0.87%	1.52%
R5年度	1.59%	2.13%	0.87%	1.51%
R5年度 (引上げ無)	1.59%	2.55%	0.87%	1.56%

#### ● 賦課限度額引き上げに伴う保険料への影響について(※1)

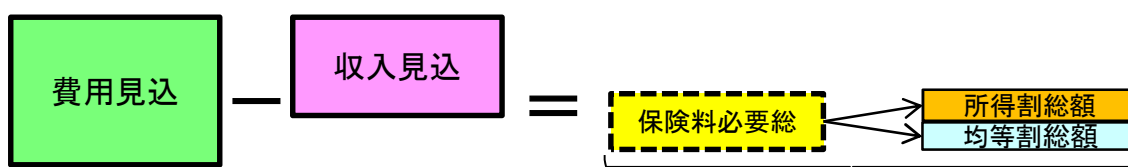
基礎+支援	R4年度	R5年度		影響(効果)	
		(据え置き)	(改定)	(据え置き)	(改定)
年収400万円 (※2)	325,000円	325,000円	323,000円	±0円	-2,000円 (-0.62%)
限度額 該当世帯	1,020,000円	1,020,000円	1,040,000円	±0円	+20,000円 (+2.0%)

※1)厚労省資料「令和5年度の国保保険料(税)に係る国の試算による賦課(課税)限度額の在り方(案)」より

※2)給与収入または年金収入を有する単身世帯で試算

### ◇ 賦課限度額の引き上げと保険料負担について

賦課限度額の引き上げは、高所得者層の負担が増となる一方で、中・低所得者の保険料負担が減となりますが、被保険者全体で負担していただく保険料総額を**増加させるものではありません。**



保険料総額(所得割総額+均等割総額)は費用見込と収入見込の差引で決定します。  
⇒ **賦課限度額は保険料必要総額には影響しません。**



## 参考資料(5) 令和5年度(都提示本係数) 収入別・世帯構成別保険料試算 〔モデルケースによる試算〕

保険料率等 (旧ただし書方式)	4年度基準保険料		5年度基準保険料(最終案)賦課割合			
	60:40	60:40	60:40	60:40	小計	60:40
	医療+支援分	介護分	医療分	支援金分		介護分
所得割率	9.44%	2.44%	7.17%	2.42%	9.59%	2.20%
均等割額	55,300	16,600	45,000	15,100	60,100	16,200
1人当たり保険料額	131,813	39,567	107,348	36,015	143,363	38,808
賦課限度額	850,000	170,000	650,000	220,000	870,000	170,000

品川区

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

### ①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	684,476
5年度	保険料〔b〕(医療+支援)	18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	1,440	1,440	4,545	7,005	8,242	9,502	10,777	12,052	13,372	14,797
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.087	1.087	1.051	1.036	1.030	1.027	1.025	1.024	1.022	1.022
均等割軽減対象		7割軽減	7割軽減	2割軽減							

### ②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	739,776
5年度	保険料〔b〕(医療+支援)	36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	2,880	2,880	5,505	11,805	13,042	14,302	15,577	16,852	18,172	19,597
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.087	1.087	1.055	1.047	1.040	1.035	1.032	1.030	1.028	1.026
均等割軽減対象		7割軽減	7割軽減	5割軽減							

### ③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(40歳)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		16,590	29,538	139,316	205,396	275,252	350,772	426,292	505,588	590,548	680,228
5年度	保険料〔b〕(医療+支援)	18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	436,987	517,543	603,853	694,958
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	1,440	2,430	6,135	7,185	8,295	9,495	10,695	11,955	13,305	14,730
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.087	1.082	1.044	1.035	1.030	1.027	1.025	1.024	1.023	1.022
4年度保険料〔c〕(医療+支援+介護)		21,570	38,326	177,632	260,792	348,704	443,744	538,784	638,576	745,496	850,228
5年度	保険料〔d〕(医療+支援+介護)	22,890	40,508	181,231	263,761	351,007	445,327	539,647	638,683	744,793	856,798
	前年度保険料との比較〔d〕-〔c〕	1,320	2,182	3,599	2,969	2,303	1,583	863	107	-703	6,570
	対前年度比〔d〕/〔c〕	1.061	1.057	1.020	1.011	1.007	1.004	1.002	1.000	0.999	1.008
均等割軽減対象		7割軽減	5割軽減								

### ④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		33,180	57,188	172,496	260,696	330,552	406,072	481,592	560,888	645,848	735,528
5年度	保険料〔b〕(医療+支援)	36,060	62,018	181,511	272,681	343,647	420,367	497,087	577,643	663,953	755,058
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	2,880	4,830	9,015	11,985	13,095	14,295	15,495	16,755	18,105	19,530
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.087	1.084	1.052	1.046	1.040	1.035	1.032	1.030	1.028	1.027
4年度保険料〔c〕(医療+支援+介護)		43,140	74,276	220,772	332,692	420,604	515,644	610,684	710,476	815,848	905,528
5年度	保険料〔d〕(医療+支援+介護)	45,780	78,658	227,011	340,061	427,307	521,627	615,947	714,983	821,093	925,058
	前年度保険料との比較〔d〕-〔c〕	2,640	4,382	6,239	7,369	6,703	5,983	5,263	4,507	5,245	19,530
	対前年度比〔d〕/〔c〕	1.061	1.059	1.028	1.022	1.016	1.012	1.009	1.006	1.006	1.022
均等割軽減対象		7割軽減	5割軽減	2割軽減							

### ⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	509,242	588,538	673,498	763,178
5年度	保険料〔b〕(医療+支援)	45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	527,137	607,693	694,003	780,313
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	3,600	6,030	10,935	-15,665	15,495	16,695	17,895	19,155	20,505	17,135
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.087	1.085	1.056	0.946	1.043	1.038	1.035	1.033	1.030	1.022
4年度保険料〔c〕(医療+支援+介護)		51,435	88,101	242,892	360,342	448,254	543,294	638,334	738,126	843,498	933,178
5年度	保険料〔d〕(医療+支援+介護)	54,795	93,683	251,051	333,581	457,357	551,677	645,997	745,033	851,143	950,313
	前年度保険料との比較〔d〕-〔c〕	3,360	5,582	8,159	-26,761	9,103	8,383	7,663	6,907	7,645	17,135
	対前年度比〔d〕/〔c〕	1.065	1.063	1.034	0.926	1.020	1.015	1.012	1.009	1.009	1.018
均等割軽減対象		7割軽減	5割軽減	2割軽減	2割軽減						

### ⑥給与所得者(65歳未満)4人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)+子(1歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度基準保険料〔a〕(医療+支援)		49,770	84,838	166,966	282,816	385,852	461,372	536,892	616,188	701,148	790,828
5年度	保険料〔b〕(医療+支援)	54,090	92,068	175,501	296,721	403,747	480,467	557,187	637,743	724,053	810,363
	前年度保険料との比較〔b〕-〔a〕	4,320	7,230	8,535	13,905	17,895	19,095	20,295	21,555	22,905	19,535
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.087	1.085	1.051	1.049	1.046	1.041	1.038	1.035	1.033	1.025
4年度保険料〔c〕(医療+支援+介護)		59,730	101,926	205,282	348,172	475,904	570,944	665,984	765,776	871,148	960,828
5年度	保険料〔d〕(医療+支援+介護)	63,810	108,708	211,281	357,621	487,407	581,727	676,047	775,083	881,193	980,363
	前年度保険料との比較〔d〕-〔c〕	4,080	6,782	5,999	9,449	11,503	10,783	10,063	9,307	10,045	19,535
	対前年度比〔d〕/〔c〕	1.068	1.067	1.029	1.027	1.024	1.019	1.015	1.012	1.012	1.020
均等割軽減対象		7割軽減	5割軽減	5割軽減	2割軽減						

## 参考資料(6) 政令指定都市における国民健康保険料の状況 (令和4年度)

都 市	賦 課 限 度 額	賦課割合 (応能：応益)	保 険 料 率			
			応 能 割(基礎分+支援分)		応 益 割	
			所得割	資産割	均等割	平等割
札幌市	85万円	50 : 50	11.56%		22,960円	39,730円
仙台市	85万円	50 : 50	10.14%		30,790円	31,520円
さいたま市	85万円	-	9.68%		40,800円	/
千葉市	85万円	55 : 45	9.37%		27,600円	33,240円
横浜市	85万円	60 : 40	9.77%		45,720円	/
川崎市	85万円	60 : 40	9.18%		48,457円	/
相模原市	85万円	-	8.35%		35,500円	23,000円
新潟市	85万円	-	10.70%		24,900円	31,200円
静岡市	85万円	-	8.38%		34,700円	28,500円
浜松市	85万円	-	9.55%		36,000円	30,000円
名古屋市	85万円	50 : 50 (均等割3%引き下げあり)	9.76%		55,362円	/
京都市	85万円	50 : 50	10.47%		34,990円	22,540円
大阪市	82万円	46 : 54	11.46%		36,455円	37,366円
堺市	82万円	基礎 48 : 52 後期 45 : 55	11.19%		34,832円	38,444円
神戸市	85万円	45 : 55	11.39%		46,020円	30,280円
岡山市	85万円	50 : 50	10.45%		36,480円	27,840円
広島市	85万円	-	8.64%		32,237円	31,808円
北九州市	85万円	47 : 53	9.90%		29,020円	34,350円
福岡市	85万円	50 : 50	9.93%		30,198円	29,155円
熊本市	85万円	基礎 43.64 : 56.36 後期 44.65 : 55.35	10.61%		44,700円	32,600円
特別区	85万円	58 : 42	9.44%		55,300円	/



# 参考資料(7) 国民健康保険料の保険料率等の推移

## 【基礎分&後期高齢者支援金分】

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度(案)		
特別区賦課割合		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		
(所得割:均等割)		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	
品川区賦課割合		61:39		61:39		61:39		60:40		60:40		
(所得割:均等割)		61:39	61:39	61:39	60:40	61:39	60:40	60:40	60:40	60:40	60:40	
(品川特別区統一基準と同じ)	所得割率	9.49%		9.43%		9.54%		9.44%		9.59%		
	基礎分	支援金分	7.25%	2.24%	7.14%	2.29%	7.13%	2.41%	7.16%	2.28%	7.17%	2.42%
	均等割額		52,200円		52,800円		52,000円		55,300円		60,100円	
	基礎分	支援金分	39,900円	12,300円	39,900円	12,900円	38,800円	13,200円	42,100円	13,200円	45,000円	15,100円
	賦課限度額		800,000円		820,000円		820,000円		850,000円		870,000円	
特別区 1人当たり保険料		125,174円		126,202円		124,989円		131,813円		143,363円		
(減額措置による減額前の値)												
基礎分	支援金分	95,640円	29,534円	95,473円	30,729円	93,389円	31,600円	100,322円	31,491円	107,348円	36,015円	
特別区 1人当たり保険料	金額	3,186円		1,028円		-1,213円		6,824円		11,550円		
前年度との差	率	+2.61%		+0.82%		-0.96%		+5.46%		+8.76%		
品川区 1人当たり保険料		132,308円		135,480円		132,290円		139,014円		150,909円		
(減額措置による減額前の値)												
基礎分	支援金分	101,073円	31,235円	103,230円	32,250円	99,119円	33,171円	105,702円	33,312円	112,877円	38,032円	
品川区 1人当たり保険料	金額	-616円		3,172円		-3,190円		6,724円		11,895円		
前年度との差	率	-0.46%		+2.40%		-2.41%		+5.08%		+8.56%		

※1 一人当たり保険料は各年度の料率試算見込時の比較。

### 【参考】

調整後基礎賦課額	品川区	基礎分	
			7,816,478,789円
		支援金分	
			2,501,254,244円

### 【参考】

標準保険料率	品川区	標準 所得割率	11.78%	
		基礎分	支援金分	9.03% 2.75%
		標準 均等割額	69,973円	
		基礎分	支援金分	54,047円 15,926円

【介護納付金分】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(案)
特別区賦課割合 (所得割:均等割)		54:46	57:43	58:42	58:42	58:42
品川区賦課割合 (所得割:均等割)		52:48	58:42	60:40	60:40	60:40
保 険 料 率 等	品川区所得割率 (品川区独自)	1.51%	1.99%	2.59%	2.44%	2.20%
	品川区均等割額 (特別区基準と同じ)	15,600円	15,600円	17,000円	16,600円	16,200円
	賦課限度額	160,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
品川区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		32,393円	37,036円	42,796円	41,354円	40,742円
品川区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	-898円	4,643円	5,760円	-1,442円	-612円
	率	-2.70%	14.33%	15.55%	-3.37%	-1.48%

【参考】

調整後基礎 品川区 賦課額	介護分
	1,004,438,448円

【参考】

標準 品川区 保険料率	標準所得割率 介護分	2.38%
	介護分 標準均等割額	17,430円

## 参考資料(8) 品川区国民健康保険 主な数値

\*「しながわの国保 令和3年度実績」より

項 目		2年度	3年度	
品川区	世帯(年度末)	228,558 世帯	228,275 世帯	
	人口(年度末)	406,083 人	404,405 人	
被保険者	被保険者数(年度末)			
	世帯	52,998 世帯	51,626 世帯	
	加入率	23.19 %	22.62 %	
	人員	71,218 人	68,739 人	
	加入率	17.54 %	17.00 %	
	【再掲】未就学児	1,597 人	1,500 人	
	人員に対する割合	2.24 %	2.18 %	
	被保険者数(年間平均)			
	世帯	53,593 世帯	52,345 世帯	
	被保険者数	72,345 人	70,076 人	
	外国人(年度末)			
	外国人登録者数	13,128 人	12,466 人	
	被保険者数	4,303 人	3,964 人	
	外国人登録者数に対する加入率	32.78 %	31.80 %	
全被保険者数に対する加入率	6.04 %	5.77 %		
資格取得・喪失	資格取得			
	件数	15,916 件	15,144 件	
	被保険者数	18,262 人	17,287 人	
	喪失			
	件数	17,524 件	17,629 件	
	被保険者数	19,757 人	19,766 人	
保険給付	医療費(一般・退職)	25,049,979,906 円	27,129,950,528 円	
	一人当たり医療費(一般・退職)	345,660 円	386,010 円	
	高額療養費支給状況			
	金額(一般・退職)	2,582,820,170 円	2,821,706,012 円	
	件数(一般・退職)	47,712 件	46,883 件	
保険料	収納状況			
	収納率(現年分)	93.15 %	93.02 %	
	収納率(滞納繰越分)	32.04 %	36.40 %	
	減額・免除			
	免除	件数	21 件	14 件
		金額	1,132,646 円	615,102 円
	減額	件数	0 件	0 件
		金額	0 円	0 円
	政策減額措置状況(一般・退職)			
	7割減額	世帯数	15,902 世帯	16,437 世帯
		減額の額	456,264,480 円	450,204,160 円
	5割減額	世帯数	5,734 世帯	5,554 世帯
		減額の額	148,408,050 円	138,069,800 円
2割減額	世帯数	4,752 世帯	4,603 世帯	
	減額の額	51,510,900 円	47,126,480 円	

# 報告事項

## 品川区国保財政健全化計画について

平成29年度に国民健康保険制度改革の一環として策定した品川区国保財政健全化計画について、令和3年度の実績をご報告します。

### 計画の概要

東京都国民健康保険運営方針に基づき、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入金について、平成30年度から6年間の解消・縮減計画を示したものです。

制度上保険料の対象となる経費を賦課総額の対象とした上で、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、6年間の激変緩和措置期間を目途にこの割合を原則年1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会で申し合わせました。

### 計画内容

決算補填等を目的とした法定外繰入金について毎年49,084千円ずつ削減します。また、医療費適正化のため、以下の取組みを行います。

- ① データヘルス計画に基づき効果的な保健事業を実施  
(生活習慣病改善指導・健診結果説明会・卒煙セミナー・個別受診勧奨など)
- ② 柔道整復療養費に対する二次点検の実施
- ③ ジェネリック医薬品促進のため差額通知の送付および普及啓発
- ④ 口座登録勧奨、口座振替キャンペーン実施、納付案内センターによる積極的な納付勧奨

### 令和3年度の実施状況

削減額 337,602千円(2年度削減額:172,522千円)

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
繰越金	1,643,703	561,545	492,206	921,820
法定外繰入金	333,031	727,940	895,968	300,000
決算補填等を目的とした繰入金(再掲)	194,669	606,150	433,628	96,026
赤字削減額 (前年との差)	216,364	▲411,481	172,522	337,602

### 計画額との乖離の原因

- ・ 初年度の平成30年度は、過去の繰越金(約16億円)を医療給付費等に充当したことで法定外繰入金が極端に減少し削減額が大となった。
- ・ 令和元年度は、繰越金が少なくなり、削減額がマイナスとなった。
- ・ 令和2年度は、決算補填等目的の繰入金の算出方法を一部変更(翌年度に精算する交付金等を除く等)したため減少した。
- ・ 令和3年度は、前年度からの繰越額が想定よりも増となったため、削減額が増加した。

品川区国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律においてこれを準用し、またはこの例による場合を含む。次条第2項において同じ。）または地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつてこれに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律においてこれを準用し、またはこの例による場合を含む。次条第2項において同じ。）または地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつてこれに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p>
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p>
<p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 <u>100分の7.17</u></p>	<p>(1) 所得割 <u>100分の7.16</u></p>
<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万5,000円</u></p>	<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万2,100円</u></p>
<p>2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p>	<p>2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p>
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>
<p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 所得割 <u>100分の2.42</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万5,100円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の16 第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額および第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第19条、第19条の2および第19条の4において同じ。）は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p>	<p>(1) 所得割 <u>100分の2.28</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万3,200円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の16 第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額および第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第19条、第19条の2および第19条の4において同じ。）は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p>
<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.20</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万6,200円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、介護納付金賦課総額の100分の60に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年</p>	<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.44</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万6,600円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、介護納付金賦課総額の100分の60に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年</p>



改正後	改正前
<p>度およびその直前の2カ年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)および第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号の規定により被保険者資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35</p>	<p>度およびその直前の2カ年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)および第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号の規定により被保険者資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35</p>



改正後	改正前
<p>条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(次号および第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号</p>	<p>条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(次号および第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号</p>

改正後	改正前
<p>に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3万1,500円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万570円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万1,340円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>29万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万2,500円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>7,550円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,100円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じ</p>	<p>に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万9,470円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>9,240円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万1,620円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>28万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万1,050円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>6,600円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,300円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じ</p>

改正後	改正前
<p>た数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>53万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>9,000円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>3,020円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>3,240円</u></p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>	<p>た数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>52万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>8,420円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2,640円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>3,320円</u></p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>
<p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,750円</u></p> <p>イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万1,250円</u></p> <p>ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万8,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万2,500円</u></p> <p>(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,265円</u></p> <p>イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,775円</u></p>	<p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,315円</u></p> <p>イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万525円</u></p> <p>ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万6,840円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万1,050円</u></p> <p>(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,980円</u></p> <p>イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,300円</u></p>

改正後	改正前
<p>ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,040円</u>            エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,550円</u>            (特例対象被保険者等に係る届出)</p>	<p>ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>5,280円</u>            エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,600円</u>            (特例対象被保険者等に係る届出)</p>
<p>第24条の4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名および住所            (2) 特例対象被保険者等の氏名            (3) 特例対象被保険者等の離職年月日            (4) 特例対象被保険者等の離職理由            (5) 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項</p> <p>2 前項に規定する届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証<u>または同規則第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知</u>を提示して行わなければならない。</p>	<p>第24条の4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名および住所            (2) 特例対象被保険者等の氏名            (3) 特例対象被保険者等の離職年月日            (4) 特例対象被保険者等の離職理由            (5) 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項</p> <p>2 前項に規定する届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p>	
<p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第24条の4第2項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	
<p><u>2 改正後の第10条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。</u></p>	
<p><u>3 改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2および第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>	